

## 日本動物学会女性研究者奨励 OM 賞 選考規程

第1条 公益社団法人日本動物学会定款第4条、第5条1項4号、及び細則12条にもとづき本賞を定める。本賞を日本動物学会女性研究者奨励 OM 賞とする。

第2条 本賞は、日本動物学会に OM 氏より寄せられた寄附を基金とし、女性研究者による動物学発展への新たな試みを奨励することを目的とする。特に、安定した身分で研究を続けることが困難であるが、強い意志と高い志を持って研究に意欲的に取り組もうとする優れた女性研究者を支援する。

第3条 本賞の受賞資格は、動物科学を研究する女性研究者とする。

第4条 本賞の公募は、日本動物学会女性研究者奨励 OM 賞選考委員会が年1回行う。

第5条 本賞に応募する者は、日本動物学会女性研究者奨励 OM 賞選考委員会の定めるところに従い申請書を提出しなければならない。

第6条 日本動物学会女性研究者奨励 OM 賞選考委員会は、原則として2名の候補者を理事会に答申し、理事会は審議を経て受賞者を決定する。

第7条 受賞者に賞状と副賞を授与する。副賞は第2条に定める基金によるものとし、1件につき50万円とする。

第8条 本賞は、第2条に定める基金の残額が1件の副賞に足りなくなった時点で解消する。

第9条 この規定は、社会状況の変化に対応して検討が加えられるものとする。改正する場合は、理事会の承認を得なければならない。

附 則 この規程は2012年12月1日から施行する